

福井市外部労働者等公益通報に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、本市が講ずべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者であって、役務提供先の事業者が福井市でないものをいう。
- (2) 相談 外部の労働者等が、通報に先立ち必要な助言を求めることをいう。
- (3) 所管課等 公益通報として受け付けた当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限に関する事務を所管する本市の部等に属する課若しくはそれに相当する組織又は行政委員会においてこれらに相当する組織をいう。

2 前項各号に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公益通報の対象となる事実の範囲)

第3条 公益通報の対象となる事実は、法第2条第3項に規定する通報対象事実のうち、当該通報対象事実について、本市が、処分又は勧告等の権限を有するもの（以下「公益通報対象事実」という。）とする。

(相談窓口)

第4条 外部の労働者等からの公益通報に関する相談は、総務部文書法制課で受け付けるものとする。ただし、所管課等において、文書法制課を経由せずになされた相談を受け付けることを妨げない。

(通報の受付等)

第5条 外部の労働者等からの通報（以下「通報」という。）は、所管課等において外部公益通報書（様式第1号）又は口頭で受け付けるものとする。

2 通報は、原則として実名で受け付けるものとする。ただし、通報対象事実があつ

た日時、場所、状況等が記載された資料等通報の内容が真実であることを裏付ける証拠がある場合は、匿名で受け付けることができるものとする。

3 所管課等は、通報を行った外部の労働者等（以下「通報者」という。）に対して、当該通報に関する具体的な証拠等の提示を求めるものとする。ただし、通報者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号に掲げる事項を書面に記載して通報する場合は、この限りでない。

4 所管課等は、通報者（匿名による通報の場合を除く。）の氏名及び連絡先を確認し、通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対して説明するものとする。

5 通報があった事実のうち、他の所管課等が処理すべきものと判断されるものについては、通報の処理を円滑に行うため、当該他の所管課等と連絡の上、速やかに移管するものとする。

6 通報があった事実について、通報を受けた課等の属する行政機関が処分又は勧告等を行う権限を有しない場合は、通報者に対し、当該事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を、遅滞なく教示するものとする。

7 所管課等は、通報を受け付けたときは、文書法制課と協議の上、当該通報を公益通報として受理するかどうかの判断を行うものとする。

8 通報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通報を法に基づく公益通報としては受理しないものとする。

(1) 通報内容が具体性を伴わず、著しく不分明であるとき。

(2) 通報内容が虚偽であることが明らかなきとき。

(3) 中傷等不正の目的であることが明らかなきとき。

(4) 通報がその他法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなきものであるとき。

9 所管課等は、通報を法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、前項の規定により法に基づく公益通報として受理しないときは受理しない旨を、外部公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は匿名による通報であるため通知が困難である場合は、この限りでない。

（調査）

第6条 通報を公益通報として受理した所管課等は、通報に関する秘密を守るため、通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに調査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 通報の内容が既に調査済み又は改善済みの事案である場合

(2) 調査を行うことによって、より重大な他の法益が害されるおそれがある場合

2 所管課等は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、当該調査の進捗状況及び調査結果について通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は匿名による通報であるため通知が困難である場合は、この限りでない。

(公益通報受理後の教示)

第7条 所管課等は、通報を公益通報として受理した後に、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しないことが判明した場合は、当該通報者に対し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を、遅滞なく教示するものとする。

2 所管課等は、前項の規定により教示を行う場合、法執行上の問題がない範囲内で、所管課等が作成した当該通報の内容に係る資料を通報者に提供することができる。ただし、適正かつ円滑な業務の遂行に支障がある場合又は利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の問題が生じるおそれがある場合はこの限りでない。

(措置及び通知)

第8条 所管課等は、調査の結果、公益通報対象事実があると認められた場合には、速やかに法令に基づく処分又は勧告等の措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

2 所管課等は、前項の措置をとったときは、適正かつ円滑な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシーの保護等に支障がない範囲において、その旨を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合又は匿名による通報であるため通知が困難である場合は、この限りでない。

(秘密保持の徹底)

第9条 公益通報の処理に関与した職員は、公益通報に関する秘密を漏らしてはなら

ない。

2 公益通報の処理に関与する職員は、その事務を行うにあたり、情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第10条 職員は、自らが関係する通報への処理に関与してはならない。

(通報関連資料の管理)

第11条 公益通報の処理に係る記録及び関係資料については、文書法制課にその写しを送付するとともに、福井市個人情報保護条例（平成14年福井市条例第25号）、福井市文書管理規程（平成3年福井市訓令甲第2号）及びこれらに準じて定められている規定に基づき、適切な方法で管理するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、同年6月1日から適用する。